

**第 3 期笠間市子ども・子育て支援事業計画
骨子案**

令和 6 年 9 月現在

【目次案】

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	2
3 計画の策定体制（子ども・子育て会議、調査、点検）	3
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況	4
1 人口動向	4
（1）人口・世帯	4
（2）婚姻状況	7
（3）就業状況	8
2 子ども・子育て支援事業の実施状況	9
（1）教育・保育施設	9
（2）地域子ども・子育て支援事業	11
3 アンケート調査からみられる状況	13
4 子育て環境・子育て支援の課題	18
課題1 子育て家庭の状況を踏まえた施策の推進	18
課題2 子育て家庭の就業環境に対応できる保育体制の充実	18
課題3 妊娠期からの切れ目ない支援の充実	19
課題4 医療環境の向上の継続的な取組	19
第3章 計画の基本方針	20
1 基本理念	20
2 基本目標	20
基本目標1 教育・保育サービスの推進（子ども・子育て支援事業の見込み・提供体制）	20
基本目標2 総合的な子ども・子育て支援の推進と子どもの育成支援	20
基本目標3 こどもの貧困対策の推進	21
第4章 計画の内容	22
1 子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制	22
（1）教育・保育提供区域	22
（2）教育・保育の見込み量と提供体制	22
（3）地域子ども・子育て支援事業の提供体制等	22
2 総合的な子育て支援の推進・子どもの育ちと子育て家庭への支援	24
（1）親子の健康支援の推進	24
（2）地域における子育て支援の充実	25
（3）子育てに係る費用の負担軽減の推進	26
（4）仕事と家庭生活の両立支援と子育てしやすい環境づくりの推進	27
（5）子どもの学びと成長を支援する取組の推進	28
（6）支援や関わりが必要な子ども・子育て家庭の支援	29
3 こどもの貧困対策の推進	31
（1）学習支援・生活支援・経済的支援・親の就労支援の推進（再掲事業を含む）	31
（2）支援ネットワークの強化	31
参考資料	32

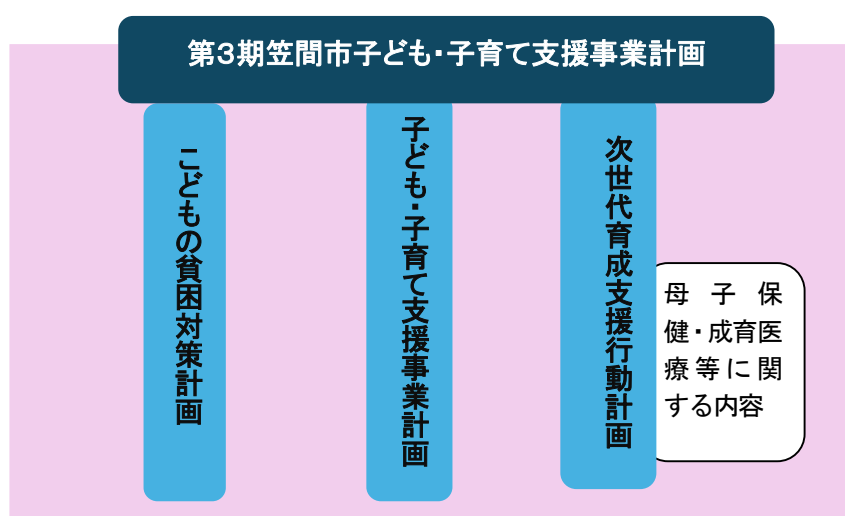
第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

- わが国の出生数は令和4年に80万人を下回り、令和5年は過去最少の727,277人まで減少しています。少子化の急速な進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、労働力の低下、将来の経済規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。
- 国では、「こども未来戦略」を示し、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」として、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」が提示されました。具体的な施策としては、児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担軽減、保育所等の職員配置基準の改善や保育士等の処遇改善、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設などが盛り込まれています。
- 急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域全体で子ども・子育てを支援する取組を進めていますが、子どもと子育て家庭の抱える課題は増大し、複雑化しているといえます。
- 本市では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度～令和元年度（平成31年度）を計画期間とする「笠間市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、第2期計画を令和元年度に策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- 第2期計画期間（令和2年度～令和6年度）の完了を控え、本市の現状と第2期計画の実績等を踏まえ、子どもの成長と子育て家庭を支援する計画として「第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。
- 笠間市での子育てを市民・企業・関係団体等と協力・連携して支援していけるように、本計画に基づき、より質の高い教育・保育の提供とともに、全ての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。

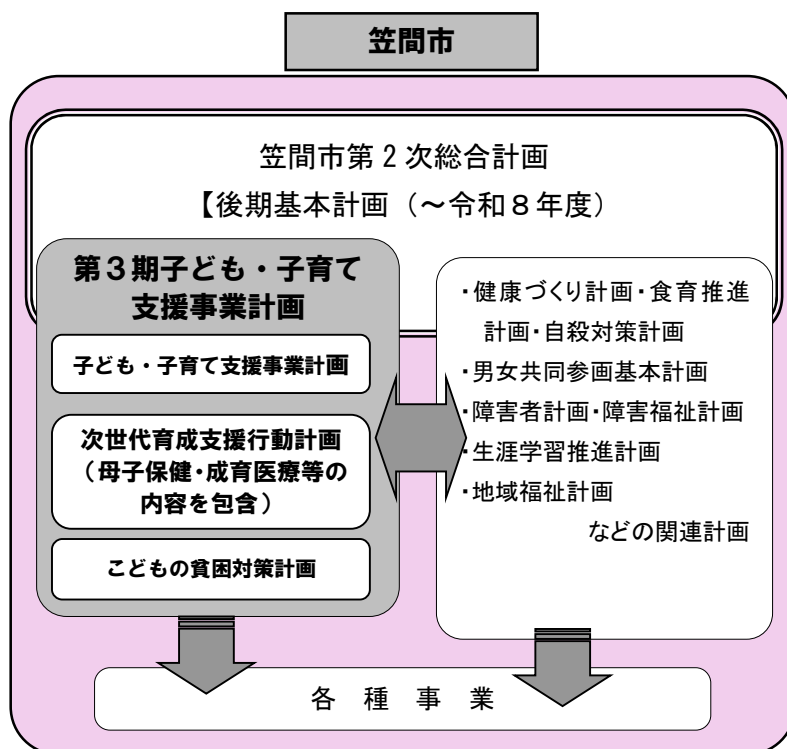
2 計画の概要

- 「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定・推進します。
- 引き続き、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正（平成27年4月1日施行）において市町村の努力規定として定められた「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を一部包含しており、母子保健を含む成育医療等に関する計画の内容を包含します。
- 平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は令和6年6月に一部改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する法律」となりました。同法の第5条の規定と、同法第10条2において市町村の努力規定として定められた「こどもの貧困解消対策計画」の内容を包含します。



- 本計画は、市政の最上位計画である「笠間市第2次総合計画」の分野別計画のひとつ（健康・福祉施策の「子どもを産み育てやすい環境を整えます」に基づく事業計画）として位置づけるとともに、茨城県こども計画（子ども・子育て支援事業支援計画）、市の関連分野の計画・方針との整合並びに連動を図ります。
- 計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とします。

○計画の位置づけ



○計画期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
本計画						
				評価・計画策定	次期計画(12～16年度)	

3 計画の策定体制（子ども・子育て会議、調査、点検）

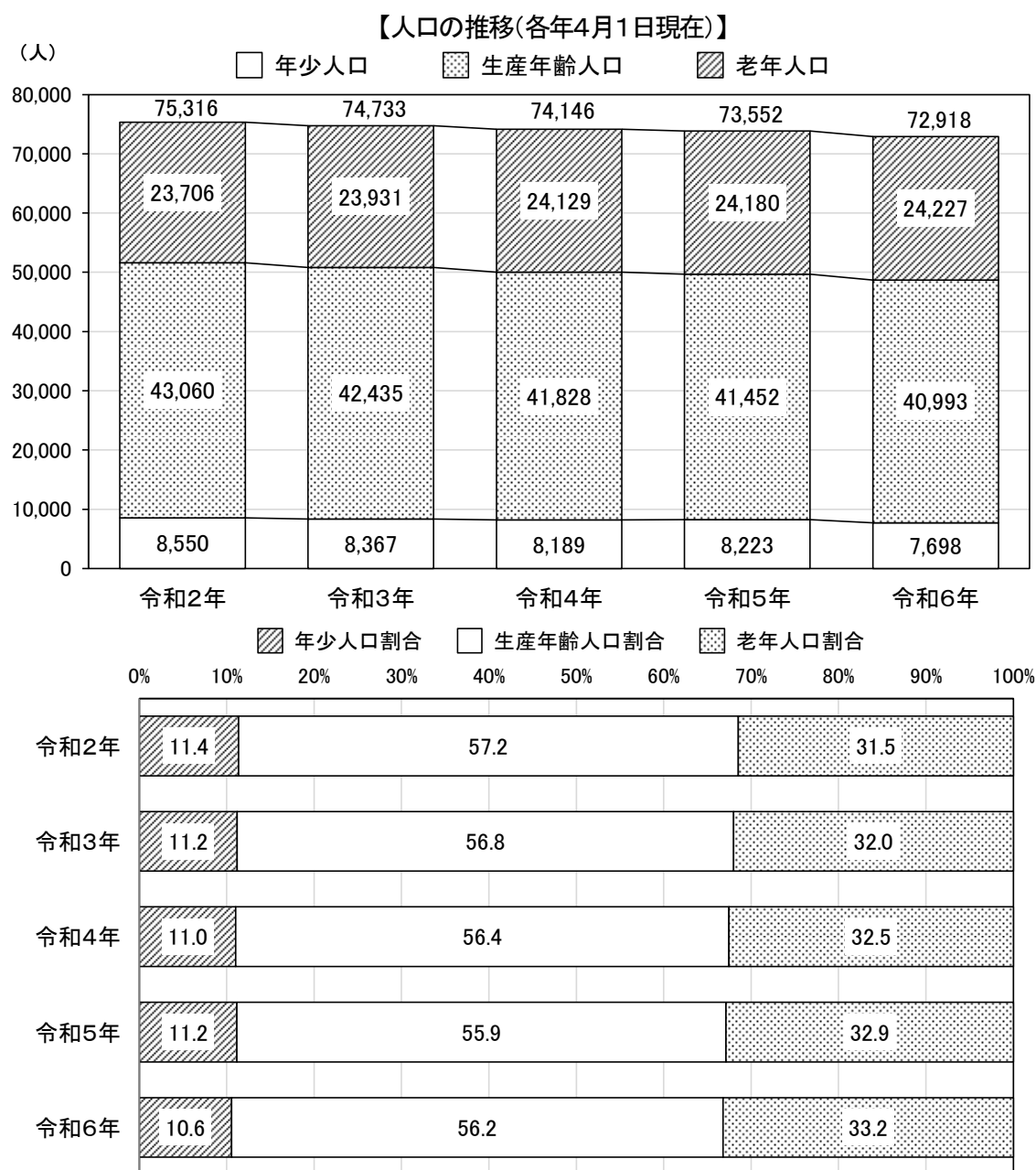
- 本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に基づき、平成27年度に設置した「笠間市子ども・子育て会議」において、事業計画や施策推進に関する計画内容に関する協議を行いました。
- 就学前児童と小学生の保護者を対象に保育所（園）、認定こども園、幼稚園及び放課後児童クラブの利用状況及び今後の利用意向、子育て環境に関するアンケートを実施しました。また、小学校5年生と中学2年生の児童生徒本人とその保護者に、生活状況に関するアンケートを実施しました。
- 支援機関・団体等に、子どもと子育て家庭の状況や市の施策に意見把握等の簡易アンケートとヒアリングを実施しました。
- 計画内容への市民意見を反映するパブリックコメントを実施しました。（予定）

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口動向

(1) 人口・世帯

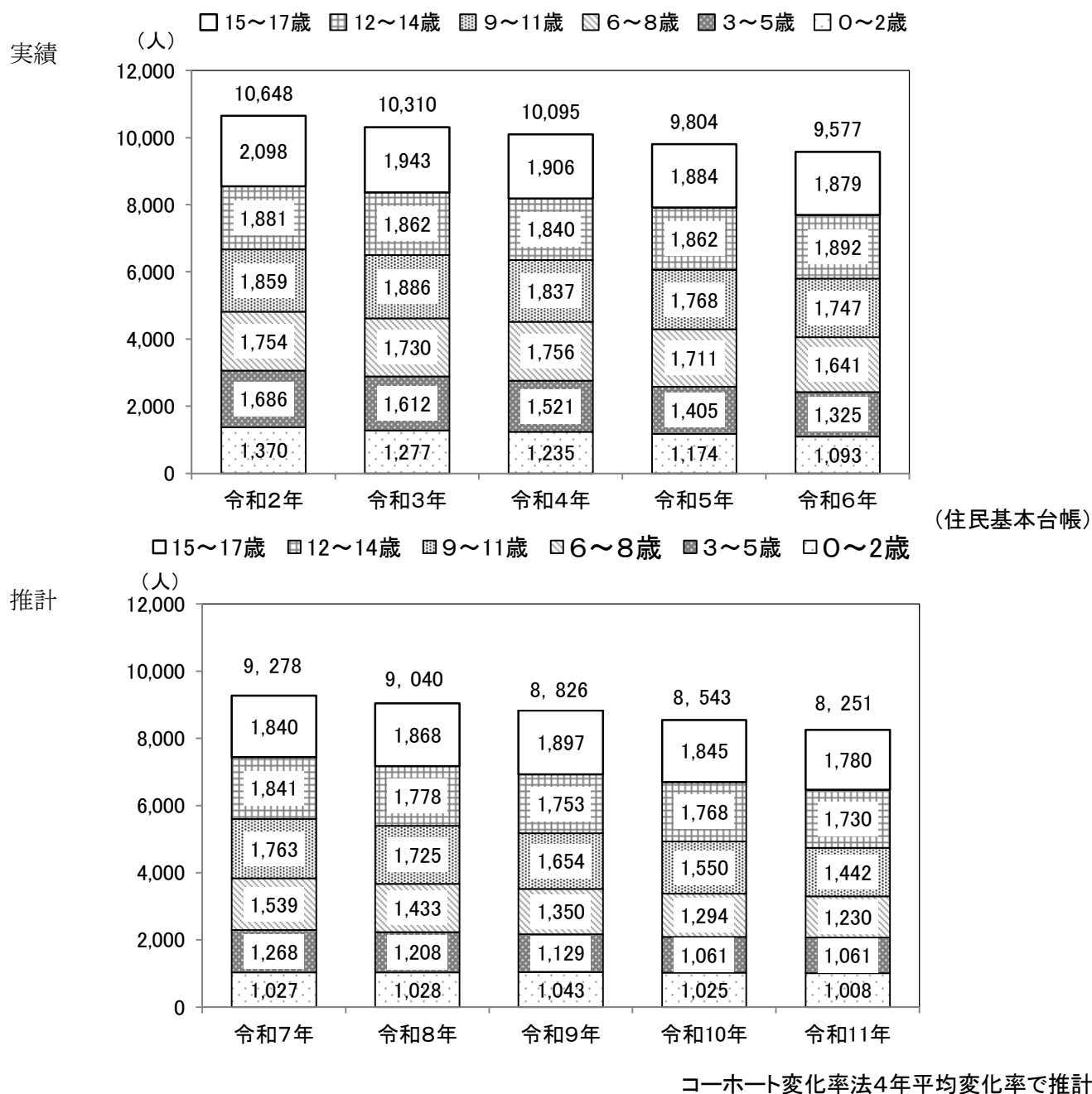
○総人口は、令和2年の75,316人から令和6年は72,918人と3.2%減少し、14歳以下の年少人口は令和6年に8,000人台を下回っています。人口構成は、老年人口割合は微増していますが、年少人口割合・生産年齢人口割合は微減しており、年少人口割合は令和6年で10.6%となっています。



○18歳未満の子ども数は、令和2年は10,648人でしたが、令和5年に1万人を下回り、令和6年は9,577人となっています。年齢別では5歳以下の減少が大きくなっています。

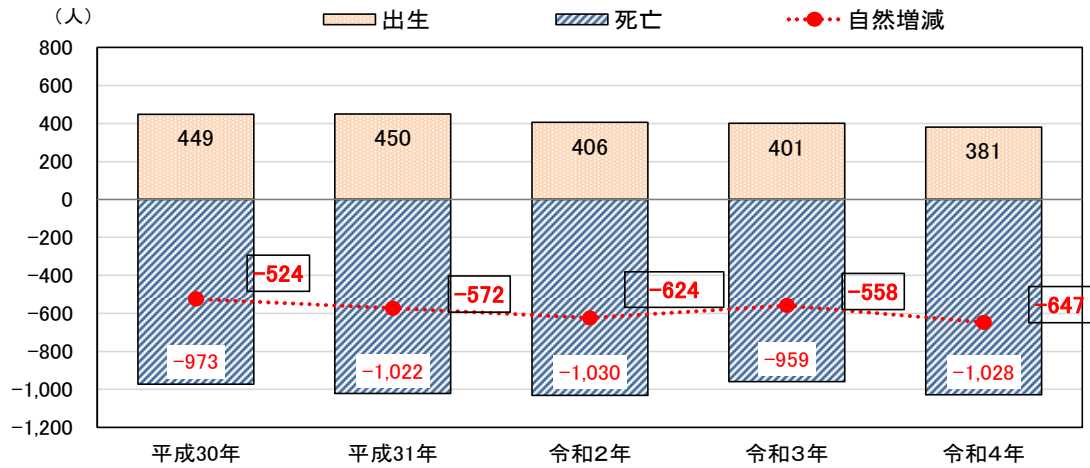
○令和2～6年の年齢別男女別の平均変化率で、計画期間の子ども数を推計すると、毎年200～300人減少し、令和9年に9,000人を下回り、令和11年は8,251人と推計されます。

【子ども数の推移・推計(各年4月1日現在)】



○人口動態では、自然減が毎年600人前後となっており、死亡数が出生数を上回っています。出生数は令和3年までは400人以上で推移していましたが、令和4年は381人となっています。

【人口動態(各年1月1日～12月31日の計)】



(総務省人口動態調査)

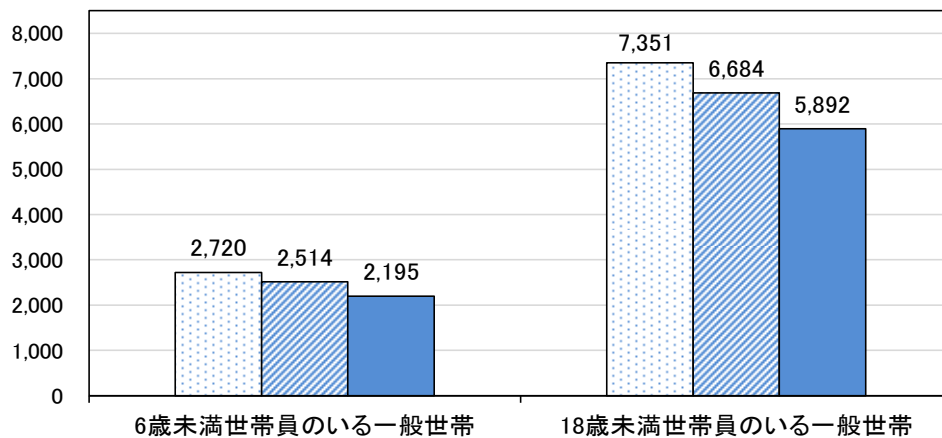
○18歳未満の子どもがいる世帯数は、平成22年の7,351世帯から令和2年には5,892世帯と減少しています。一般世帯の中で18歳未満の子どもがいる世帯は減少しており、令和2年は20.4%となっています。

○18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構成は、平成27年と令和2年では、「両親と子ども」の世帯は61.3%から66.1%に微増し、「両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」は26.2%から21.4%に微減しています。

【子どものいる世帯数(各年10月1日現在)】

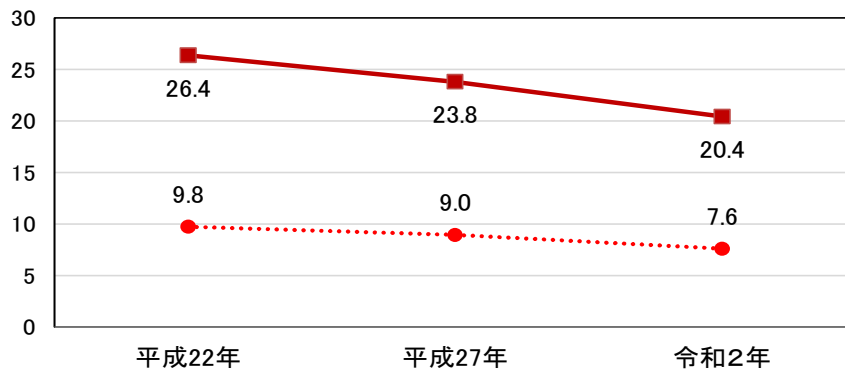
(世帯)

□平成22年 ■平成27年 ■令和2年



●●● 6歳未満世帯員のいる一般世帯 ■■ 18歳未満世帯員のいる一般世帯

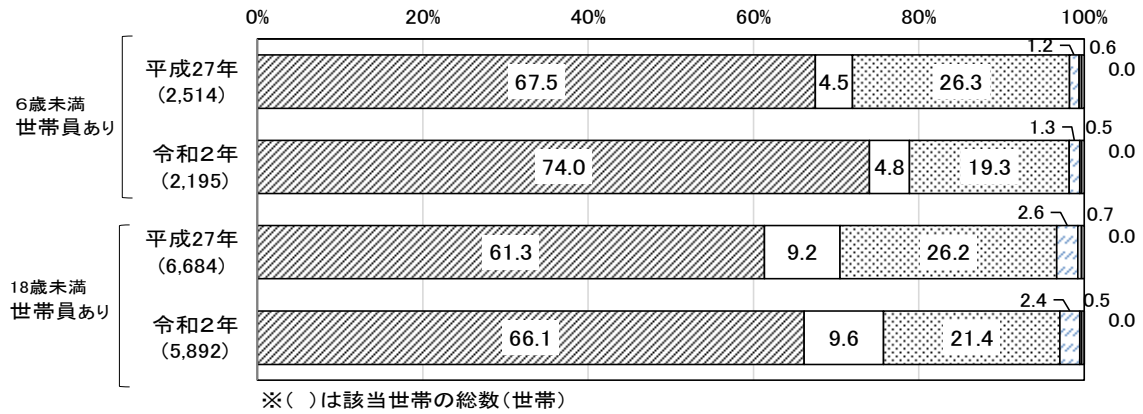
(%)



※割合は一般世帯総数に占める割合(家族類型「不詳」は除く)

(国勢調査)

【子どものいる世帯の世帯構成(各年 10 月 1 日現在)】



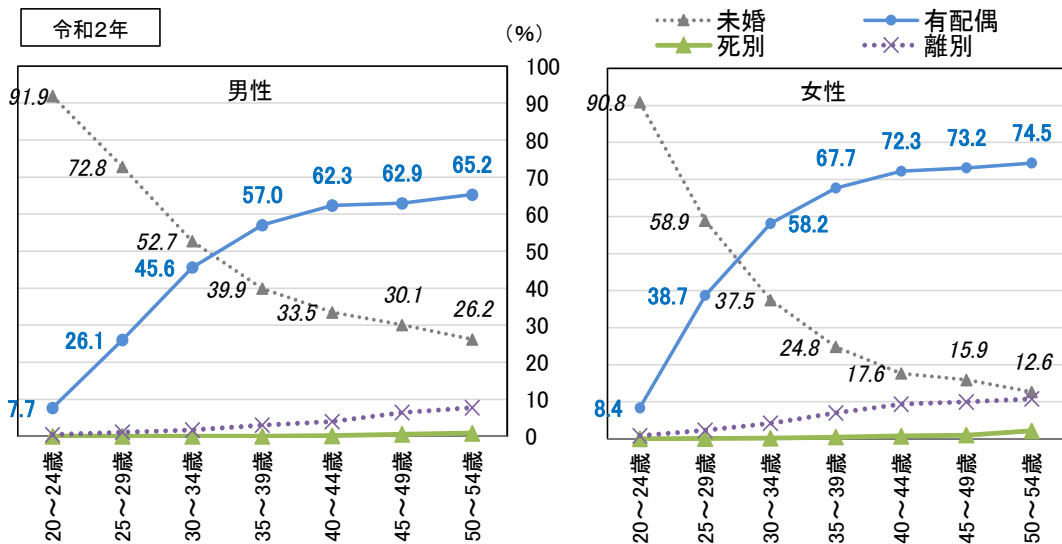
- 両親と子ども
- ひとり親と子ども
- ▨ 両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯
- ▤ 兄弟のみ・他に分類されない世帯
- ▩ 非親族世帯・単独世帯
- その他

(国勢調査)

(2) 婚姻状況

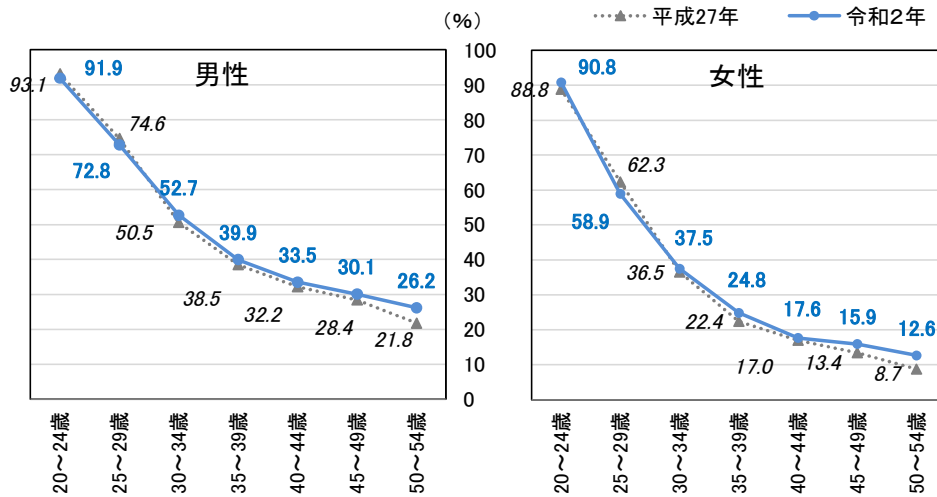
- 令和2年の配偶関係は、男性は35～39歳、女性は30～34歳で有配偶の比率が未婚率を上回っています。
- 平成27年と令和2年の未婚率は、男性の20～24歳と25～29歳はやや減少していますが、その他の年代は増加しています。女性の25～29歳もやや減少していますが、その他の年代は増加しています。

【男女5歳階級別配偶関係】



(国勢調査)

【男女5歳階級別未婚率の推移】

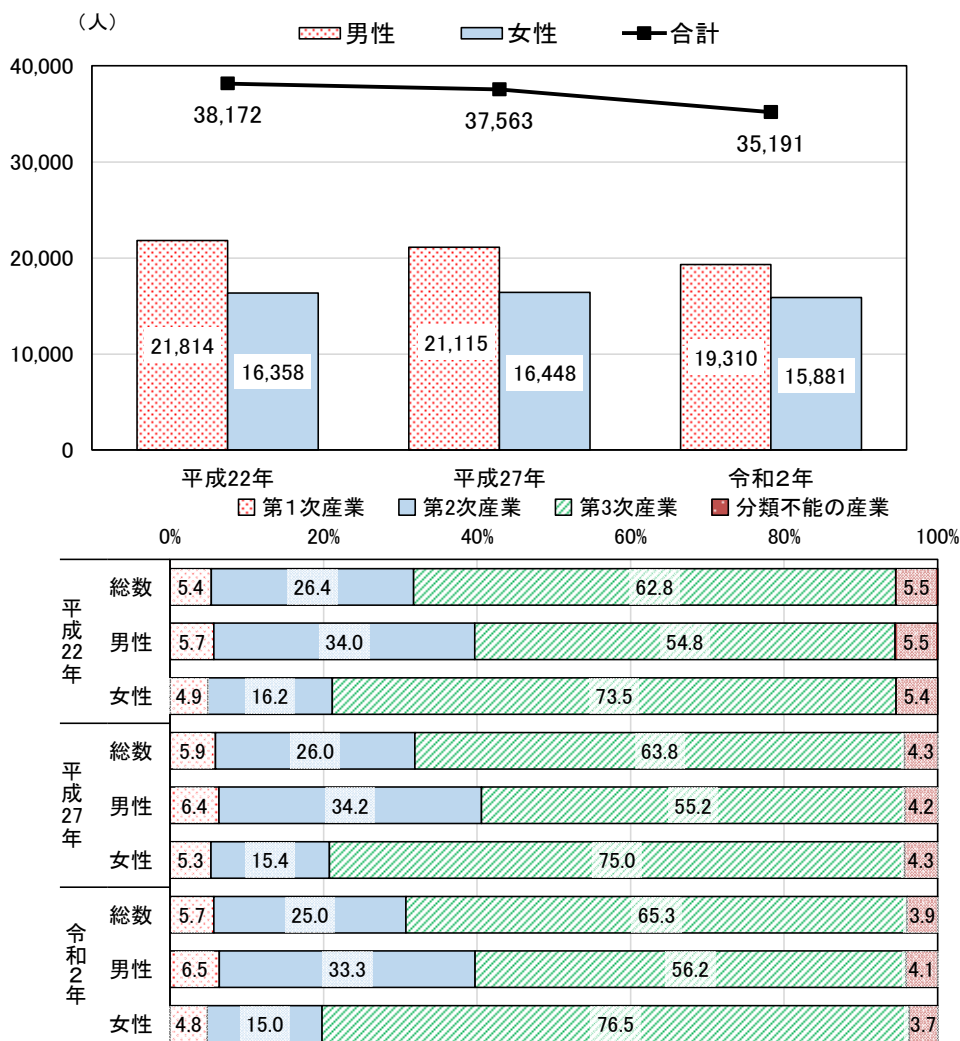


(国勢調査)

(3) 就業状況

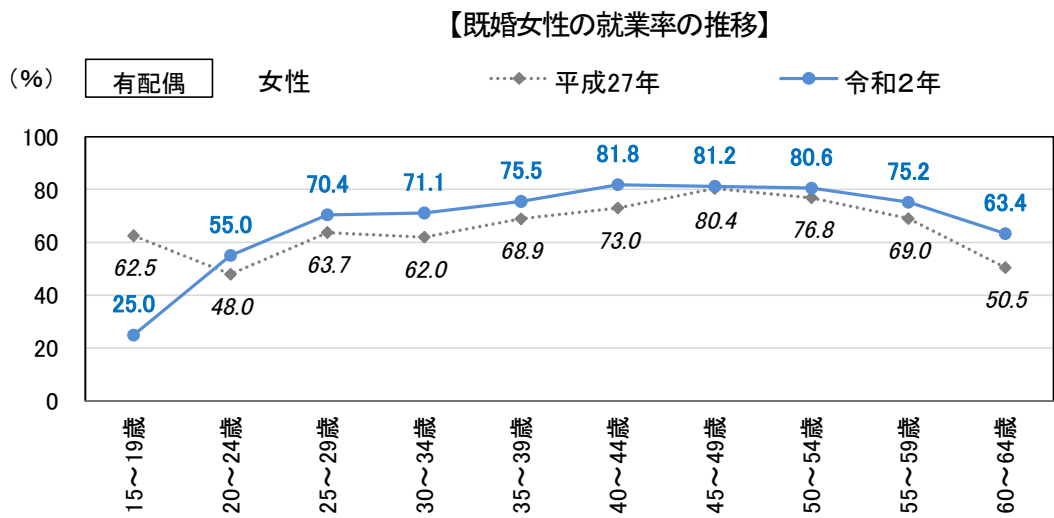
- 就業者数は平成22年の38,172人から令和2年は35,191人と、7.8%減少しています。第1次・第2次産業に比べ第3次産業は男女ともに従事者割合が高く、特に女性では、全ての年で70%を超えています。第3次産業割合は男女ともに増加している一方で、第2次産業の割合は減少しています。

【就業者数】



(国勢調査)

○既婚女性の就業率は、15～19 歳を除いた全ての年代で令和 2 年が平成 27 年を上回っています。25～59 歳で 70%を超え、40～54 歳の既婚女性の就業率は 80%を上回っています。



(国勢調査)

2 子ども・子育て支援事業の実施状況

○第 2 期子ども・子育て支援事業計画における取組状況の整理、サービス見込み量の達成状況について点検します。(以下、掲載イメージ)

(1) 教育・保育施設

各教育・保育施設の認定区分ごとの量の見込みと提供体制(利用定員)

1号			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	特定教育・保育施設(利用定員)①	計画値	306	296	286	276	266
		実績	285	257	215	184	152
	量の見込み②	計画値	235	220	210	202	190
		実績	213	159	164	127	96
	差(①－②)	計画値	71	76	76	74	76
		実績	72	98	51	57	56
4,5歳	特定教育・保育施設①	計画値	610	590	570	550	530
		実績	536	484	416	368	330
	量の見込み②	計画値	560	517	447	408	383
		実績	511	446	351	302	261
	差(①－②)	計画値	50	73	123	142	147
		実績	25	38	65	66	69

2号				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	特定教育・保育施設(利用定員)①		計画値	314	314	314	314	314
			実績	300	307	323	334	317
	量の見込み②		計画値	255	256	257	258	259
			実績	280	313	299	267	296
	差(①－②)		計画値	59	58	57	56	55
			実績	20	－6	24	67	21
4,5歳	特定教育・保育施設①		計画値	635	635	635	635	635
			実績	614	650	668	677	661
	量の見込み②		計画値	530	552	554	556	558
			実績	614	638	653	663	661
	差(①－②)		計画値	105	83	81	79	77
			実績	0	12	15	14	0

3号				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
0歳	提供体制(利用定員)	特定教育・保育施設		計画値	131	136	136	136	136
				実績	131	122	123	114	111
		地域型保育、認可外保育等		計画値	8	13	18	18	18
				実績	8	11	11	11	11
		合計①		計画値	139	149	154	154	154
				実績	139	133	134	125	122
	量の見込み②		計画値	78	83	88	92	96	
			実績	71	72	77	49	60	
		差(①－②)		計画値	61	66	66	62	58
				実績	68	61	57	76	62
1歳	提供体制(利用定員)	特定教育・保育施設		計画値	190	212	224	224	224
				実績	190	191	201	207	218
		地域型保育、認可外保育等		計画値	11	18	25	25	25
				実績	11	15	15	15	15
		合計①		計画値	201	230	249	249	249
				実績	201	206	216	222	233
	量の見込み②		計画値	225	230	235	240	245	
			実績	214	206	228	231	209	
		差(①－②)		計画値	▲ 24	0	14	9	4
				実績	▲ 13	0	▲ 12	▲ 9	24
2歳	提供体制(利用定員)	特定教育・保育施設		計画値	238	250	250	250	250
				実績	238	254	271	259	250
		地域型保育、認可外保育等		計画値	12	18	24	24	24
				実績	12	17	17	17	17
		合計①		計画値	250	268	274	274	274
				実績	250	271	288	276	267
	量の見込み②		計画値	230	235	241	246	251	
			実績	266	262	237	253	262	
		差(①－②)		計画値	20	33	33	28	23
				実績	－16	9	51	23	5

(2) 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子保健型	計画値	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	

時間外保育事業 (延長保育事業)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数(実人数)	計画値	673	675	666	662	664
	実績	602	530	449	589	
実施か所	計画値	16	16	16	16	16
	実績	13	14	14	15	

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年 (※)	利用者数(実人数)	計画値	794	780	794	783	756
		実績	823	820	883	889	
	クラス数	計画値	38	39	39	39	39
		実績	38	38	40	41	
	実施か所	計画値	19	19	19	19	19
		実績	19	19	20	19	
高学年 (※)	利用者数(実人数)	計画値	398	404	390	377	371
		実績	442	439	425	463	
	クラス数	計画値	38	39	39	39	39
		実績	38	38	40	41	
	実施か所	計画値	19	19	19	19	19
		実績	19	19	20	19	
合計	利用者数(実人数)	計画値	1,192	1,184	1,184	1,160	1,127
		実績	1,265	1,259	1,308	1,352	0
定員数(全学年)		計画値	1,332	1,371	1,371	1,371	1,371
		実績	1332	1347	1394	1427	

※放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)公設と民設児童クラブの合計数

子育て短期支援事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
短期入 所生活 援助事 業	利用者数(延べ日数)	計画値	140	150	160	178	180
		実績	75	53	33	42	
	実施か所	計画値	9	9	9	9	9
		実績	3	4	2	2	

乳児家庭全戸訪問事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(実人数)	計画値	447	436	425	414	403
	実績	379	403	330	316	

養育支援訪問事業・子どもを守る地 域ネットワーク強化事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童対策地域協議会 ケース検討会議	計画値	設定なし				
	実績	8	13	23	14	
家庭児童相談室 相談員によ る相談件数	計画値	設定なし				
		481	778	317	467	
	同 訪問件数	設定なし				
		47	42	36	90	

地域子育て支援拠点事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数(延べ人数)	計画値		25,780	25,619	24,846	24,596	24,262
	実績		11502	12084	18644	19747	
事業所数	計画値		3	3	3	3	3
	実績		3	3	3	3	

一時預かり事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型	利用者数(延べ人数)	計画値	25,621	24,857	23,487	22,671	22,046
		実績	21,372	22,551	16,130	23,066	
	実施か所	計画値	9	9	9	9	9
		実績	8	8	8	10	
幼稚園型以外	利用者数(延べ人数)	計画値	1,165	1,107	1,014	961	883
		実績	807	591	558	861	
	実施か所	計画値	10	10	10	10	10
		実績	10	10	10	10	

病児保育事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児対応型	利用者数(延べ人数)	計画値	150	149	142	138	139
		実績	80	80	145	155	
	実施か所	計画値	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	
病後児対応型	利用者数(延べ人数)	計画値	171	165	158	153	144
		実績	208	182	117	70	
	実施か所	計画値	3	3	3	3	3
		実績	3	2	2	1	
体調不良児対応型	利用者数(延べ人数)	計画値	1,580	1,529	1,462	1,411	1,378
		実績	4,252	3,520	2,657	3,322	
	実施か所	計画値	3	3	3	3	3
		実績	5	6	6	10	
非施設型(訪問型)	利用者数(延べ人数)	計画値	0	0	0	0	0
		実績					
	実施か所	計画値	0	0	0	0	0
		実績					
ファミサポ(病児・緊急対応)	利用者数(延べ人数)	計画値	0	0	0	0	0
		実績					
	実施か所	計画値	0	0	0	0	0
		実績					

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(延べ人数)	計画値		168	164	161	158	153
	実績		201	230	433	526	

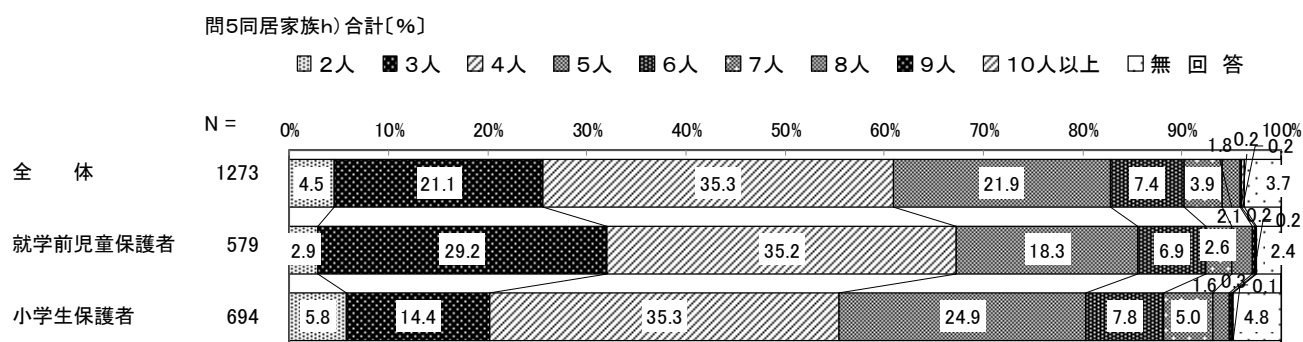
妊産婦健康診査			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査	利用回数(延べ回数)	計画値	4,471	4,360	4,250	4,141	4,030
		実績	4,797	4,917	4,103	3,810	
産婦健康診査		計画値	715	698	680	662	645
実績		701	758	656	591		

3 アンケート調査からみられる状況

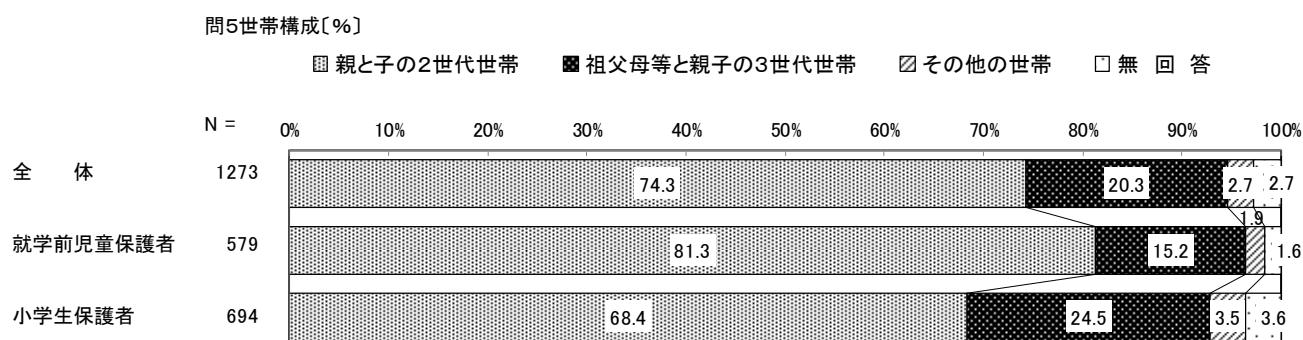
○計画策定にあたり、市民から子育て支援に関する意見や要望を聞き、計画に反映するために、アンケート調査を令和6年度に実施しました。

就学前児童保護者・小学生（5年生以外）保護者

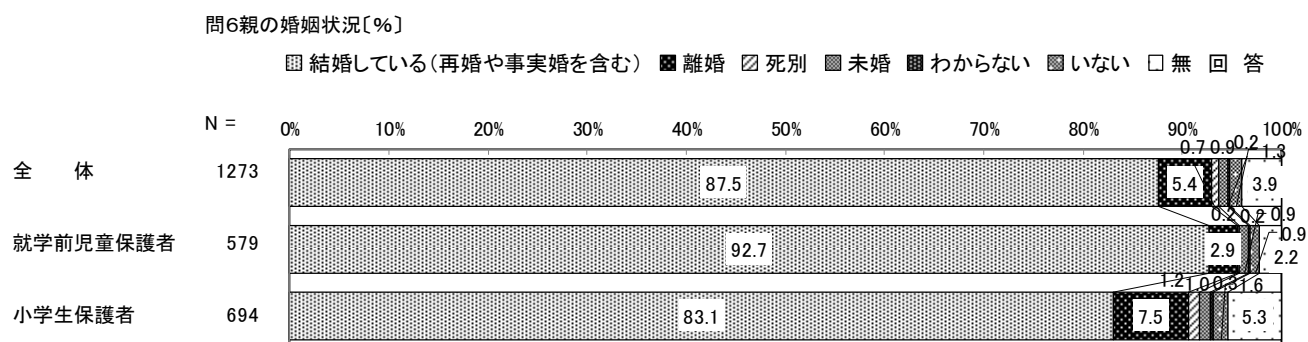
○世帯人数は、全体では「4人」が35.3%と多く、「5人」が21.9%、「3人」が21.1%となっています。就学前児童保護者では「3人」が29.2%となっています。



○世帯構成は、全体では「親と子の2世代世帯」が74.3%と多く、「祖父母等と親子の3世代世帯」が20.3%となっています。就学前児童保護者で「親と子の2世代世帯」が81.3%と多くなっています。

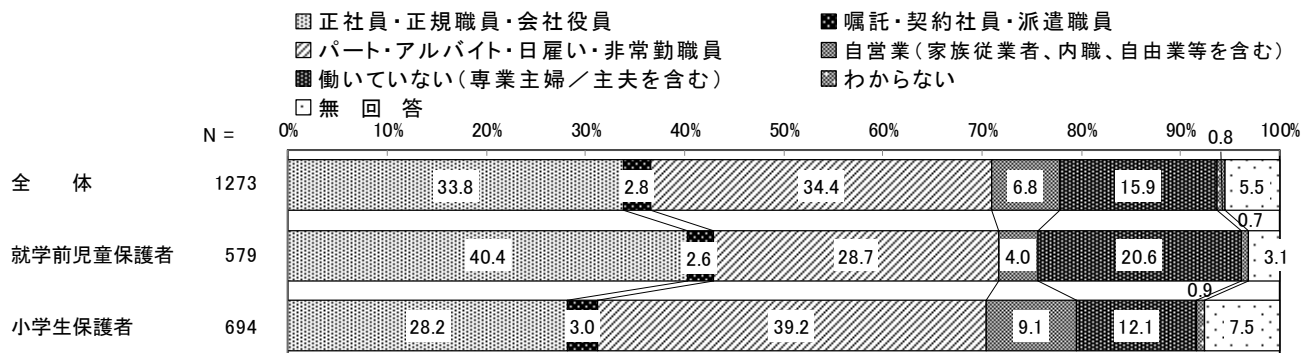


○親の婚姻状況は、全体では「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が87.5%と多く、「離婚」が5.4%となっています。就学前児童保護者で「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が92.7%と多くなっています。



○母親の就業状況は、全体では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が34.4%、「正社員・正規職員・会社役員」が33.8%と多く、「働いていない（専業主婦／主夫を含む）」が15.9%となっています。就学前児童保護者で「正社員・正規職員・会社役員」が40.4%と多くなっています。

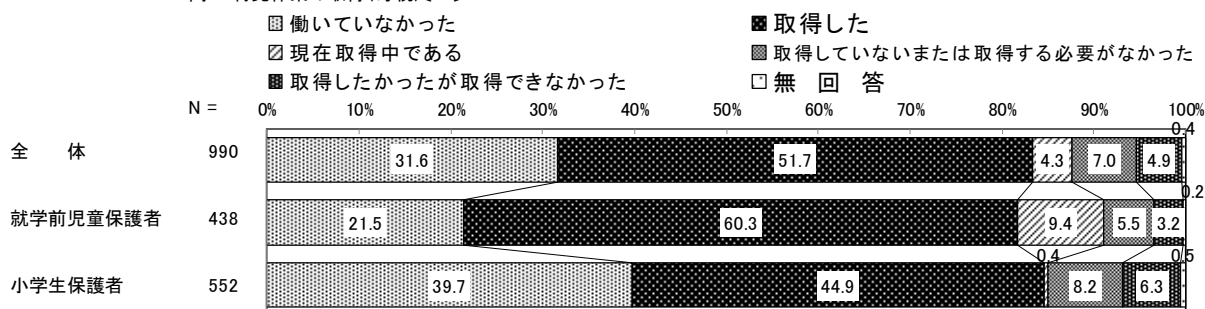
問11保護者の就労状況(母親) [%]



育児休業の取得 母親

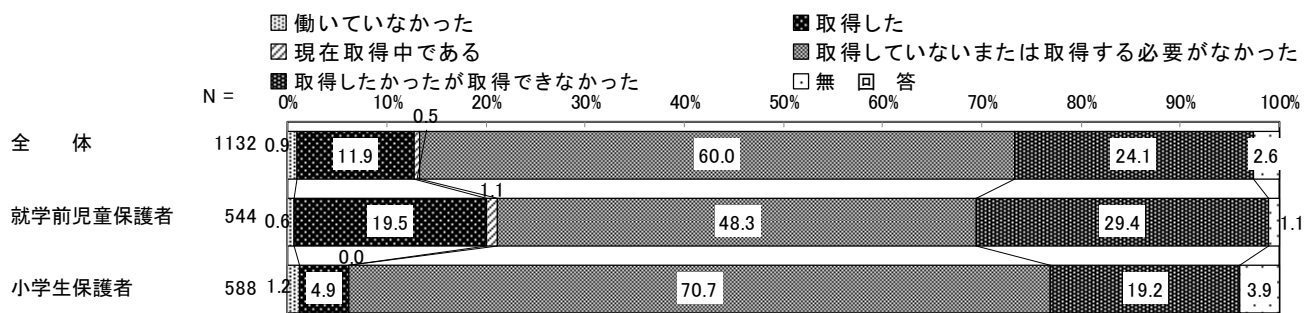
○育児休業の取得について、母親は全体では「取得した」が51.7%と多く、「働いていなかった」が31.6%となっています。

問14育児休業の取得(母親) [%]



○父親は、全体では「取得していないまたは取得する必要がなかった」が60.0%と多く、「取得したかったが取得できなかった」が24.1%、「取得した」が11.9%となっています。就学前児童保護者で「取得したかったが取得できなかった」が29.4%、「取得した」が19.5%と多くなっています。

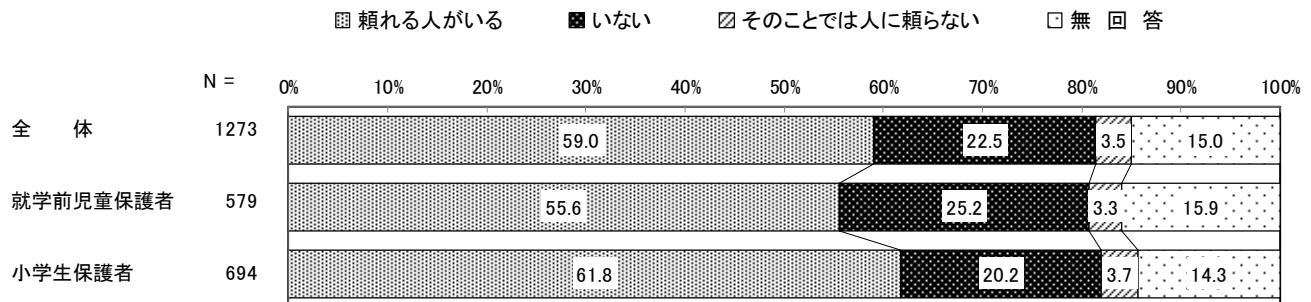
問14育児休業の取得(父親) [%]



○急な預かりを頼める人は、全体では「頼れる人がいる」が 59.0%と多く、「いない」が 22.5%となっています。

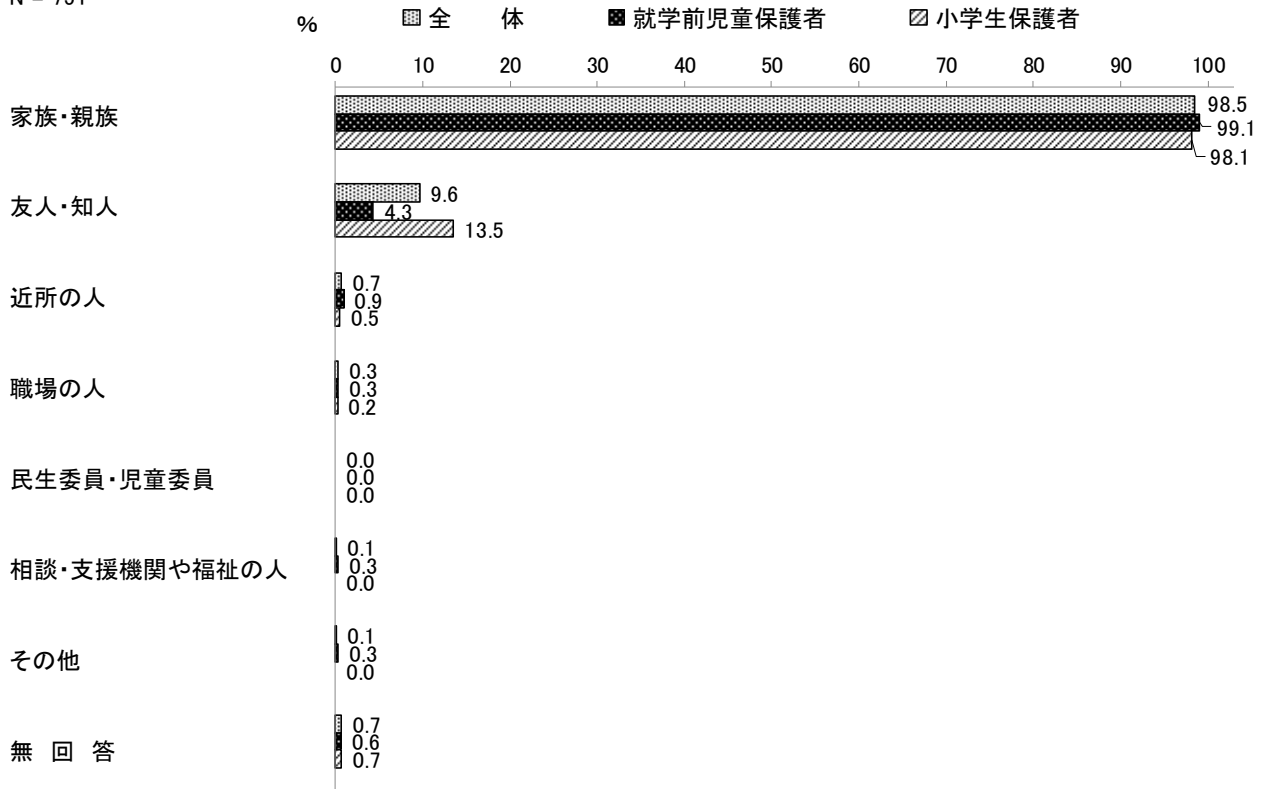
○急な預かりを頼める人として、「家族・親族」が 98.5%と多く、「友人・知人」が 9.6%となっています。

問38頼れる人がいるかb) 急な預かり[%]



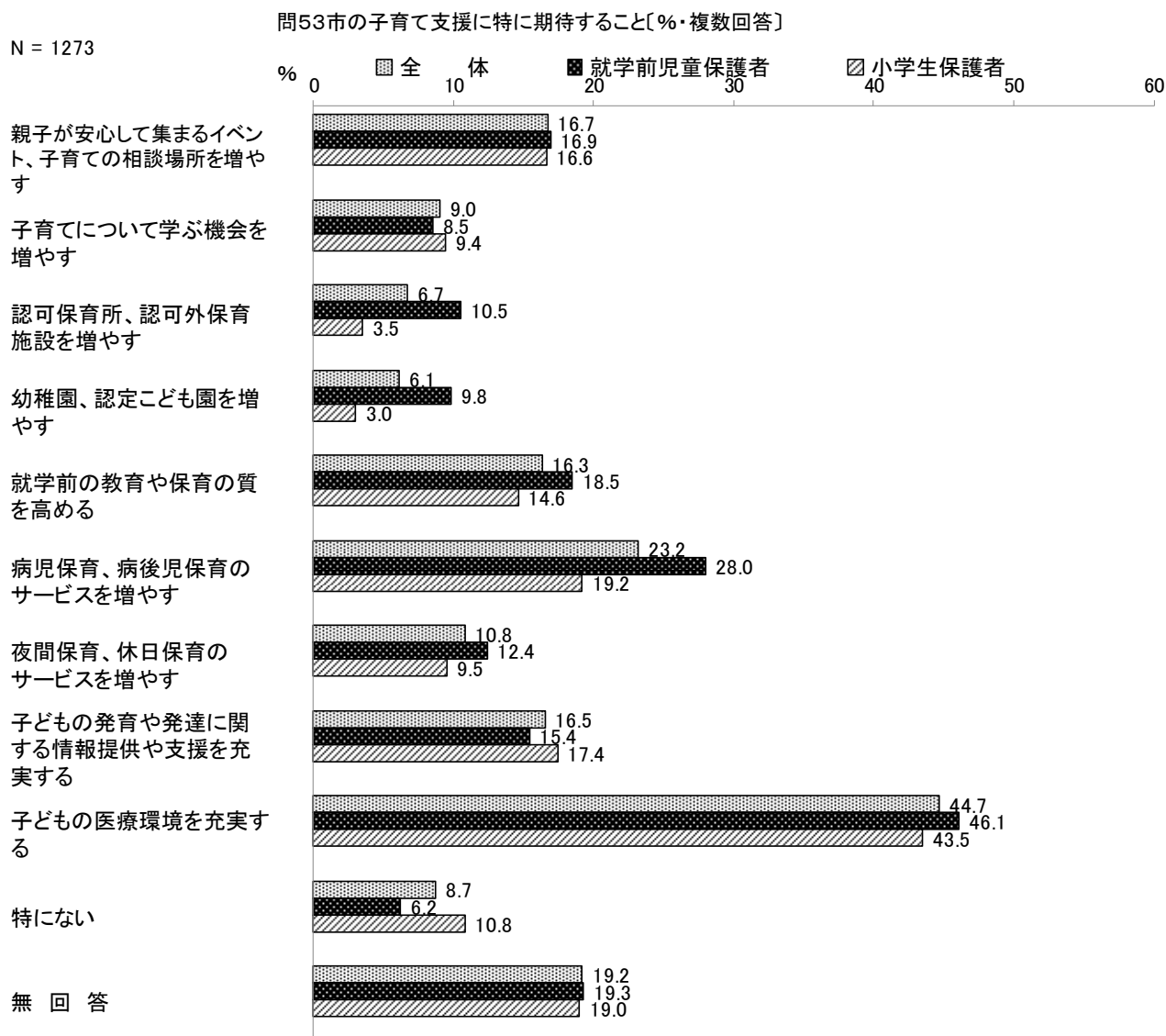
問38b) 急な預かりで頼れる人[%・複数回答]

N = 751



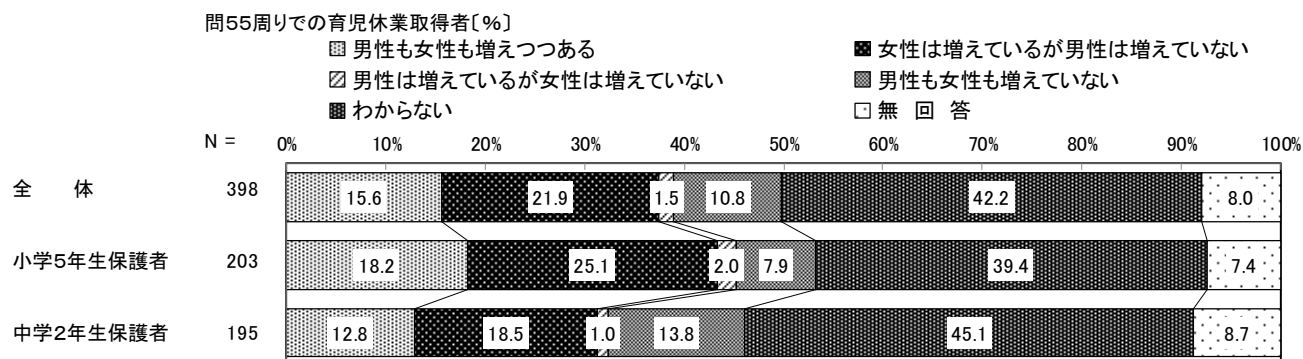
市の子育て支援に特に期待すること

○就学前児童と小学生保護者では、「子どもの医療環境を充実する」が44.7%と多く、「病児保育、病後児保育のサービスを増やす」が23.2%となっています。



周りでの育児休業取得者

○小学5年生と中学2年生の保護者では、周辺の育児休業取得については「わからない」が42.2%と多く、「女性は増えているが男性は増えていない」が21.9%、「男性も女性も増えつつある」が15.6%となっています。



支援機関・担当課等

- 支援を行う中で感じる難しさとして、「保護者との関わり」が 47.5%、「人材の確保」が 39.3%、「個人情報保護や情報共有」が 32.8%となっています。
- 困難を抱えるこども・保護者のために充実が必要だと思う支援・制度として、「放課後や長期休暇中の居場所支援」が 67.2%、「給食の無償化等の経済的支援」が 59.0%、「就学援助等の補助・給付による経済的支援」が 50.8%と多く回答されています。
- 支援を充実していくための関係機関の連携については 62.3%が記入しており、「こども・家庭に関する必要な情報の共有が必要である。ケース会議を開催するなど情報を共有することで対応しやすくなる。」「関係者が集まる機会を増やすなどして、必要な場合に連携しやすくすることが必要である。支援資源をわかるようにしておく。支援のネットワークづくりが必要である。」などの意見が出されています。

4 子育て環境・子育て支援の課題

課題1 子育て家庭の状況を踏まえた施策の推進

- 子どものいる世帯は全体的に以前に比べ親子だけの世帯の割合が高まっており、アンケートでは4人世帯が35.3%で、「5人」と「3人」が21%台です。そして、世帯構成は「親と子の2世代世帯」が74.3%と多く、就学前児童保護者では81.3%となっています。また、子どものいる世帯数が減少している中で、ひとり親家庭の割合は微増しており、世帯数とすると少ないですが、子どもの年齢が上がると割合は微増しています。アンケートでは就学前児童保護者では2.9%で、小学生保護者では7.5%となっています。国勢調査では6歳未満の子どものいる世帯より18歳未満の子どものいる世帯の方がひとり親の割合は増加しています。このように、少子化とともに核家族化が進行しており、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。
- 変化する家族の状況、保護者の働き方などに対応できるように、施策を展開することが重要となっています。
- アンケートでは急な預かりを頼れる人がいる人は59.0%で、ほとんどが家族・親族と回答されていますが、頼れる人が「いない」が22.5%となっており、前回調査と設問が異なるものの、急に預かってくれる人がいるという回答は減少しています。

課題2 子育て家庭の就業環境に対応できる保育体制の充実

- 雇用情勢の変化等により子育て家庭の就労状況も変化しており、就学前児童保護者の母親の就労状況はフルタイムの「正社員・正規職員・会社役員」が多くなっています。小学生保護者ではフルタイムが28.2%、パート・アルバイトが39.2%ですが、就学前児童保護者はフルタイムが40.4%、パート・アルバイトが28.7%とフルタイムの割合が多くなっており、今後もフルタイムの割合が高まることが考えられます。子どもが低年齢児の頃から共働きの世帯が主流となりつつあり、継続した就業により就学前から就学後も保育ニーズが高くなり、保育・児童クラブ利用率が高まる傾向といえます。
- 育児休業等の取得は、母親・父親ともに小学生保護者より就学前児童保護者で増えています。就学前児童の母親では取得率が60.3%、取得中が9.4%であり、正社員等の割合が高くなっており取得率も高まっています。父親の取得率が11.9%で、就学前児童の父親では19.5%となっています。育児休業が取得しやすくなっていることがうかがえます。一方で、小学校高学年と中学生の保護者の周りで育児休暇を取得する人が増えたかという「わからない」が42.2%と多く回答されており、「女性は増えているが男性は増えていない」が21.9%、「男性も女性も増えている」が15.6%となっています。特に就学前児童では、低年齢児からの保育ニーズ、病児保育等の一時的な保育ニーズが見込まれ、保護者の働く場所や通勤等も保育ニーズに関連しているものと考えられます。このような点を踏まえ、教育・保育施設の機能の配置と提供体制づくりについては保育サービスの質の確保を図りながら取り組んでいくことが必要です。

課題3 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

- 母親の心身の健康維持や不安の解消・軽減に向けて、特に妊娠から出産後にかけての取組が引き続き重要であり、継続して「親子が安心して集まるイベント、子育ての相談場所」の周知と充実が期待されます。
- 子どもの成長や発達に個人差がありますが、全国的に発達に関する支援を必要とする子どもが増えていると考えられています。本市においても、幼児のことばとこころの教室の利用者は増加しています。このため、発達に関する支援を必要とする子どものフォローアップや、子どもと保護者を早い段階からサポートする関係機関・多職種の連携体制の充実、心理士や保健師等による発達相談や家庭訪問・巡回相談等、継続的な支援体制を拡充していくこと求められています。

課題4 医療環境の向上の継続的な取組

- 保護者アンケートでは、今後は保護者の期待が継続して特に大きい「子どもの医療環境」の向上に継続的に取り組むことが求められています。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

- 令和の時代となり、少子化がさらに進む中、子どもの人権を守り、様々な状況にある子どもの健全な成長・発達を支えることは重要な課題となっています。本市では、支え合う心を大切に、だれもが子育てを楽しみと感じ、『笠間』で子どもを育てて良かったと実感できるまちづくりを目指しています。
- 一貫した基本理念の下、社会の要請や本市の状況に応じて事業の再編を行いつつ、家庭における子育ての孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じ、親として成長しながら子育てができるよう、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、また、妊娠期から切れ目なく子どもの発達に応じた支援と子育て家庭への支援を推進し、子どもが安心して育まれ、子ども同士が集団のなかで育ち合う環境づくりに向けて取り組みます。

【基本理念】

地域みんなで支え合う子育てのまち 笠間市

2 基本目標

基本目標1 教育・保育サービスの推進（子ども・子育て支援事業の見込み・提供体制）

- 子育て家庭の多様化するニーズの動向を踏まえ、よりよい幼児期の教育・保育環境の整備を推進し、教育・保育の質の向上を図ります。
- 子育て世代に対する支援体制を拡充しながら、子育てサポートと地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標2 総合的な子ども・子育て支援の推進と子どもの育成支援

- 子どもが心身ともに健やかに成長するために、安心して養育・育児ができるよう、子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援する体制の充実を図るとともに、成長段階にあわせた親子の健康支援を推進します。（母子保健計画）
- 相談支援や情報提供の充実を図るとともに、子育て家庭の交流や支え合い活動等地域における子育て支援を推進します。
- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 子育て家庭の仕事と家庭生活の両立を支援するとともに、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。
- 子どもの居場所や学んだり体験する場の充実をはじめ、子どもの学びと成長を支援する取組を推進します。

- 障害や発達上の支援が必要な子ども、ひとり親家庭、児童虐待や生活困窮等の課題を抱える家庭・子どもへの支援体制の充実を図ります。

基本目標 3 こどもの貧困対策の推進

- 学習支援・生活支援・親の就労や経済支援などの施策を推進します。
- 課題を抱える家庭への支援ネットワークの強化を図ります。

第4章 計画の内容

1 子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制

(1) 教育・保育提供区域

○子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定することとなっています。

○本市では第1期計画より市内1区域としており、本計画期間においても1教育・保育提供区域を継続して設定します。

(2) 教育・保育の見込み量と提供体制

○「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6年4月1日施行）」に基づき、令和7年度から5年間の見込み量と提供体制を示します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制等

○以下のサービスごとに量の見込みと提供体制を示します。（イメージ図）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 域	量の見込み					
	提供体制(確保の内容)					
	見込みと提供体制の差					

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業（時間外保育事業）
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】
- ⑮児童育成支援拠点事業【新規】
- ⑯親子関係形成支援事業【新規】
- ⑰妊婦等包括相談支援事業【新規】
- ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】
- ⑲産後ケア事業【新規】

2 総合的な子育て支援の推進・子どもの育ちと子育て家庭への支援

(1) 親子の健康支援の推進

①安心して妊娠・出産ができるための支援体制の強化

取組・事業	事業概要等	担当課
プレコンセプションケア推進事業	市内に住所を有する方がプレコンセプションケアを受診する際の経済的負担を軽減するとともに相談に応じる	笠間市立病院 こども政策課
若年がん患者等妊孕性温存療法等助成	若年がん患者等が行った妊孕性温存療法に対し 10 万円、生殖補助医療に対し 15 万円を上限に助成する。	こども政策課
生殖補助医療費等助成	①生殖補助医療、②男性不妊治療、③一般不妊治療に対し、①20 万円、②5 万円、③1 年度に 5 万円を上限に助成する。	こども政策課
不育症検査・治療費助成	不育症と診断された方に上限額 1 年度につき 5 万円、不育症検査・治療に要した費用に対して助成する。	こども政策課
出産・子育て応援事業 (令和7年度より妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業)	妊娠届出時と赤ちゃん訪問実施後、出産応援ギフト 5 万円、子育て応援ギフト 5 万円を伴走型相談支援と経済的支援として実施する。	こども政策課
かさママサロン	妊娠中の方、生後 1 か月～5 か月までの母子が集まり、助産師の個別相談や他の妊産婦との交流機会として開催する。	こども政策課
マタニティクラス	妊婦とその夫が、妊娠・出産・育児の勉強をしながら、仲間づくりをする。	こども政策課
要支援妊産婦への個別支援とサポートプランの作成	要支援妊産婦の状況を把握し、関係機関と予防的介入を行う。必要時、サポートプランを作成し支援を行う。関係機関との調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する。	こども政策課
多胎児ピアサポート事業 ※ピアサポート:子育て中の親同士など同じような悩みをもつ人たちが同士で支えあう活動のことを指します。	多胎児と多胎妊産婦を対象に子育て交流の場を実施する。また、多胎妊産婦への相談支援や技術的指導を行い、より丁寧な相談支援を実施する。	こども政策課
父親の育児支援	男性の育児参加を促し、子育てに悩む父親に対する支援をする。	こども政策課
産後うつ予防・支援	妊娠期から周産期のメンタルヘルスについての知識を普及する。産後はEPDSを用いて評価をする。必要時には医療機関へ繋げ、子育て等継続的なサポートをする。	こども政策課
いばらき身障者等用駐車場利用証(駐車場の確保)	母子健康手帳を交付された妊娠 7 か月～産後 6 か月の方で歩行が困難な方に対し、ショッピングセンターや公共施設などにある車椅子マークの駐車場を利用しやすくするために利用証を交付。	社会福祉課

②乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化

取組・事業	事業概要等	担当課
離乳食教室	赤ちゃんとその保護者を対象に離乳食の進め方について学ぶ教室を開催する。	こども政策課
親子サロン	赤ちゃんとその保護者を対象に、赤ちゃんとのスキンシップを通して子育ての方法や色々な考え方を学ぶ。	こども政策課
2歳児キッズクラス	2歳児とその保護者を対象に、ほめ方トレーニングなど親子遊びの機会を提供する。	こども政策課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康診査と育児相談を実施する。	こども政策課
乳幼児・家庭訪問指導	乳幼児育児相談、乳幼児訪問指導 養育支援を必要とする家庭を訪問する。	こども政策課
発達相談支援事業	発達や行動面の問題等の早期発見・早期支援につなげる。また、育児不安の軽減、幼児の心身発達を支援する。	こども政策課
医療的ケア児コーディネーターによる相談支援	医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な児童とその家族の相談支援をする。	社会福祉課
予防接種事業	こどもの定期予防接種は市内及び県内で接種可能となっており、こどもの予防接種の種類と回数(標準的な接種年齢)を参考にしてもらい接種勧奨を行う。任意予防接種について周知を図り、接種勧奨を行う。	健康医療政策課 こども政策課

③学童期と思春期から成人期に向けた保健対策の推進

取組・事業	事業概要等	担当課
いのちの教育・思春期教育	学校・地域の中で、いのちの大切さや性に関することをテーマに講座を実施する。	こども政策課
学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の教育	市内小学校・中学校・義務教育学校各学校で薬物乱用防止教室等を実施する。	学務課

(2) 地域における子育て支援の充実

取組・事業	事業概要等	担当課
子育て支援ポータルサイト「かさまぼけっと」の運営	子育てに関わる情報を提供する。	こども政策課
ママ・リフレッシュ	家庭で保育をしている保護者のリフレッシュのため、託児付きの講座を無料(実費負担あり)で開催する。	こども福祉課
ママ・ホリデー	未就園の1～5歳の児童を家庭で保育をしている保護者のリフレッシュのため、公立保育所で子どもを無料で預かる。	こども福祉課
児童館運営事業	18歳までの子どもと保護者が自由に利用できる。イベント等も実施する。	こども福祉課

(3) 子育てに係る費用の負担軽減の推進

①福祉医療費助成等による負担軽減の推進

取組・事業	事業概要等	担当課
未熟児養育医療事業	出生時の体重が 2,000g 以下の乳児で医師が特に入院治療を必要と認めた場合、入院治療に要する医療費の一部を助成する。	こども政策課
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者(妊産婦)で妊娠 85 日(4 か月)以上(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む)の方に、50 万円(産科医療補償制度に未加入の医療機関での出産の場合は 488,000 円)を支給して出産に係る費用負担の軽減を行う。	保険年金課
産前産後期間の国民健康保険税の軽減	出産した国民健康保険の被保険者(妊産婦)で妊娠 85 日(4 か月)以上(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む)の方の国民健康保険税の軽減を行う。	保険年金課
産前産後期間の国民年金保険料の免除	国民年金第 1 号被保険者で妊娠 85 日(4 ヶ月)以上(死産、流産、早産、人工中絶を含む)の方の国民年金保険料の免除を行う。	保険年金課
国民健康保険税における子どもに係る均等割の軽減措置・減免措置	国民健康保険加入中の 18 歳未満の子ども(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である国保被保険者)を対象に、国民健康保険税の均等割 5 割減免を行う。	保険年金課
医療福祉費支給制度(マル福)	○妊産婦医療費助成(マル福)^{※1} 母子健康手帳を発行された妊産婦に医療費を助成する。 ○小児医療費助成(マル福)^{※1} 18 歳の年度末までの児童に医療費を助成する。 ○ひとり親医療費助成(マル福)^{※1} 18 歳の年度末までの児童を養育するひとり親とその子、20 歳未満の一定の障害児または高校等の在學生とそのひとり親を対象に医療費を助成する。 ○重度心身障害者医療費助成(マル福)^{※2} 身体障害者手帳 1、2 級等をもつ児童の医療費を助成する。 ※1 自己負担あり: 外来は 1 日 600 円まで月 2 日を限度、入院は 1 日 300 円まで月 10 日を限度 ※2 自己負担なし	保険年金課

②こどもと子育て家庭の生活支援の推進

取組・事業	事業概要等	担当課
在宅育児応援給付金	妊娠・出産に伴い離職・休職をした方で、育児休業給付金を受けることができない方に 20 万円を給付する。	こども福祉課
児童手当	18 歳年度末までの児童を養育している保護者に、3 歳までは 15,000 円、3 歳以上は 10,000 円、第 3 子以降は 30,000 円を給付する。	こども福祉課
就学援助	経済的に義務教育を受けることが困難と認められる児童生徒と保護者に対して、学校生活に必要な経費を助成する。	学務課
エコランドセル配付	次年度小学校へ入学する児童に、エコランドセルを配付する。	学務課
第三子給食費無償化	小学 1 年生から 18 歳までの子を 3 人以上養育し、生計を同じくしている家庭の第三子以降の給食費を無償とする。	おいしい給食推進室
新生児聴覚検査費用の助成	新生児の聴覚検査費用を ABR:3,000 円、OAE:2,000 円助成する。	こども政策課
制服等購入費支援事業	次年度中学校へ入学する生徒の保護者に 30,000 円を給付する。	学務課
通学支援事業	○遠距離通学の路線バス定期代補助 路線バスを使用している小学生に、距離、きょうだいの数、居住地区に応じて路線バス定期代を補助する。 ○自転車購入費の補助 自転車通学の小学生に対し、一人 20,000 円の自転購入費を補助する。 ○スクールバス利用経費補助 スクールバスの利用者の距離、きょうだいの数、居住地区に応じて通学に関わる経費を補助する。 ○ヘルメット購入費用の助成 自転車通学の小中学生に対し、一人 3,850 円のヘルメット購入費を助成する。	学務課
高校生等生活応援事業	次年度高校へ入学する生徒の保護者に、新たな生活の準備費として 50,000 円を給付する。	学務課

(4) 仕事と家庭生活の両立支援と子育てしやすい環境づくりの推進

①子育て力の育成支援の推進

取組・事業	事業概要等	担当課
家庭教育学級	保護者を含む大人に対する学びの機会をつくり、教育力の向上を図る。 ①市内の幼児施設や小中学校の保護者を対象に、講演会や親子活動等の実施。②3～4か月児健診時や就学時健康診断時に、保護者対象に講話の実施。③市内の事業所の従業員または担当者を対象に、家庭教育に関する講話及び資料配布等の実施。	生涯学習課

②子育てしやすい職場づくりの支援

取組・事業	事業概要等	担当課
「キラリかさま優良企業認定制度」の普及	男女がともに働きやすい職場環境の整備や子育て支援を行う事業者を「キラリかさま優良企業」に認定する。 認定事業者を増やし働きやすい職場の普及を図る。	総務課
再就職に向けた就業支援	ハローワーク水戸マザーズコーナーが実施している就職支援セミナーと連携を図り、子どもの成長や保護者のライフステージに合わせた働き方への支援を行う。	商工課

(5) 子どもの学びと成長を支援する取組の推進

①子どもの学びと成長を地域が応援する取組の推進

取組・事業	事業概要等	担当課
寺子屋事業	小学5・6年生に学校教育以外で学習の基礎・基本を教える「学びの場」を提供する。	生涯学習課
学力向上支援事業	モデル校を指定し、放課後学習塾を実施する。	学務課
校内フリースクール	自分のクラスに入りづらい生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができる環境を提供する。	学務課
英語教育強化推進事業	市内学校に在籍し、英語の語学力向上のため2週間以上の海外研修に参加した中学生に対し、費用の一部を助成する。	学務課

②子どもの居場所づくりとこどもに寄り添う支援の推進

取組・事業	事業概要等	担当課
不登校対策民間連携事業	不登校傾向の小中学生を対象に、「不登校児童向けプログラム(体験活動/農業)を年4回行う。	学務課
教育支援室事業「ここから」	市内小中学生を対象に、学校に行きたくても行けない不登校児童・生徒の心の居場所となるよう教育支援室「ここから」を運営し、学校生活復帰を支援する。	学務課
家庭児童相談室	子ども(子どもの保護者)及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行う。	こども政策課
スクールソーシャルワーカー配置事業	児童生徒が抱える課題の解決、置かれた環境の改善のために様々な支援を行う。	学務課
育成支援事業	ペアレントトレーニング、アンガーマネジメント、読み書き指導などを行う。	こども育成支援センター
こどもの意見聴取の取組	こどもが意見やSOSを出せる機会や場づくりについて検討する。	こども政策課

(6) 支援や関わりが必要な子ども・子育て家庭の支援

①ひとり親家庭の自立支援の充実

取組・事業	事業概要等	担当課
母子生活支援施設	DV、虐待の被害を受けた母子の居住場所を確保し、生活、子育てを支援する。	こども政策課
児童扶養手当	18 歳までの児童を養育するひとり親等に、所得・児童の数に応じて児童扶養手当を給付する。	こども福祉課
高等職業訓練促進費	ひとり親家庭の父母が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で修学する場合に給付金を給付する。	こども福祉課
女性相談支援員の設置	困難な問題を抱える女性への支援を行う。	こども政策課
母子父子自立支援員の設置	ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行う。	こども福祉課

②障害・発達で支援が必要な子どもの支援

取組・事業	事業概要等	担当課
幼児施設巡回相談	こども園等を巡回し特別な支援が必要な幼児の早期発見に努めるとともに、適切な支援が受けられるよう助言する。	こども育成支援センター
保幼小中特別支援連携事業	保幼小中を接続するための特別支援連携支援コーディネーターを2人配置。市内保育園、幼稚園等を定期的に訪問し、小学校進学に向けた協議などを実施する。また、小・中・義務教育学校の特別支援学級を巡回訪問し、個々の実態に応じた指導計画を作成する。	学務課
特別児童扶養手当	身体または精神に障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で養育している保護者に給付する。	社会福祉課
障害児福祉手当	身体または精神に重い障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする 20 歳未満の重度の障がい児に給付する。	社会福祉課
在宅心身障害児福祉手当	身体または精神に重い障がいのある 20 歳未満の児童と同居・養育している保護者に給付する。	社会福祉課
親子フォローアップ事業「つくしんぼ教室」「さくらんぼ教室」	成長や発達で気になる傾向にある子どもに、小集団活動（つくしんぼ教室）または個別指導（さくらんぼ教室）を通して、子どもの成長や発達を促す教室。	こども育成支援センター
放課後等デイサービス	通所受給者証の発行を受けた就学後から 18 歳までの児童に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を提供する。	社会福祉課
児童発達支援	通所受給者証の発行を受けた就学前の児童に対し、日常生活における知識機能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供する。	社会福祉課

取組・事業	事業概要等	担当課
保育所等訪問支援	通所受給者証の発行を受けた保育所などを利用している障害のある児童が集団生活に適応することができるよう、訪問支援員が保育所などを訪問して専門的な支援を提供する。	社会福祉課
特別支援教育支援員配置事業	障がいのある児童に対し、食事・排泄・教室移動補助など、学校における日常生活動作の介護や学習活動上の支援を行う。	学務課
学校における医療的ケア支援事業	小・中学校、義務教育学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、看護師による医療的ケアを実施し、当該児童等の自立の促進、健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図る。	学務課
日中一時支援事業	障がいのある人等の介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行う。	社会福祉課
発達に関する総合相談	相談窓口を一本化し、発達が気になる18歳までの児童の保護者の相談に応じ、助言や適切な支援につなげる。	こども育成支援センター
児童発達支援事業所「まろん」	通所受給者証の発行を受けた児童に対し、児童にとって適切な関わり方を保護者と一緒に考え、実践する教室（利用には個別契約が必要）。 ○教室の内容 ●児童発達支援：小集団や個別での指導を通じて、お子さんの成長・発達を促す教室。 ●保育所等訪問支援：・お子さんの通う保育所等の施設を訪問し、お子さんに対する直接支援と施設職員に対する間接支援を行う。 ○児童発達支援事業所との連携	こども育成支援センター
特別支援連携コーディネーター配置	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への指導の方法や支援について、担当する教員等に対して助言・指導を行う。	学務課

③児童虐待防止対策の充実

取組・事業	事業概要等	担当課
要保護児童対策地域協議会	児童相談所をはじめ子どもに関わる各機関が子どもを守る地域ネットワークを構築し、虐待防止等に向けた支援、見守り等を行う。	こども政策課
児童虐待防止啓発活動	市民向けに児童虐待防止に関する出前講座やオレンジリボン運動等の啓発活動を行う。	こども政策課
家庭児童相談室（再掲）	子ども（子どもの保護者）及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行う。	こども政策課

3 こどもの貧困対策の推進

(1) 学習支援・生活支援・経済的支援・親の就労支援の推進（再掲事業を含む）

取組・事業	事業概要等
子どもの居場所拠点(再掲)	困難を抱える子どもたちに対して、安心して過ごせる居場所を開設し、生活習慣の形成や食事の提供、学習支援、課外活動など必要な支援を提供する。
学校生活学習支援事業	要保護・準要保護世帯の中学生に学校教育以外で「学びの場」と進路や家庭の悩みなどに対応する「相談の場」を提供する。
就学援助(再掲)	経済的に義務教育を受けることが困難と認められる児童生徒と保護者に対して、学校生活に必要な経費を助成する。
家庭児童相談室(再掲)	子ども(子どもの保護者)及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行う。
ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないよう、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。
学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保	生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。
ひとり親家庭の親への就労支援	マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。
高等職業訓練促進費の支給(再掲)	ひとり親家庭の父母が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で修学する場合に給付金を給付する。

(2) 支援ネットワークの強化

取組・事業	事業概要等
要保護児童対策地域協議会(再掲)	児童相談所をはじめ子どもに関わる各機関が子どもを守る地域ネットワークを構築し、虐待防止等に向けた支援、見守り等を行う。

参考資料

（子ども・子育て会議設置条例、策定体制、委員名簿、策定経過等を掲載予定）